

長崎市工事(業務)費内訳書事務取扱要領

(目的)

第1条 長崎市及び長崎市上下水道局(以下「本市」という。)が発注する建設工事(建設業法第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。)及び建設工事に係る業務委託(以下「建設工事等」という。)の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 対象は、本市発注の建設工事等のうち競争入札により実施するものとする。

(内訳書の提出時期)

第3条 入札参加者は、入札時に工事(業務)費内訳書を入札書に添付して提出するものとする。

(入札の無効)

第4条 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- ア 工事(業務)価格と入札金額が一致していない場合
- イ 工事(業務)費内訳書が未提出の場合(別表1)
- ウ 本市の様式によらない場合(別表2)
- エ 積算の内訳を記載していない場合(別表3)
- オ その他工事(業務)費内訳書の内容に不備が認められる場合(別表4)
- カ 値引き、マイナス計上の項目を記載している場合。(スクラップ控除等を除く。)

(審査)

第5条 工事(業務)費内訳書の審査の対象は、落札候補者(郵便入札の場合は、入札参加者全員)とする。ただし、落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者とする。

2 審査は開札後、落札決定までに行う。

3 くじ引きにより落札者の決定を行う場合は、くじ引きの全対象者の工事(業務)費内訳書を審査する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日以降の入札公告の案件から実施する。

附 則

この要領は、平成21年5月12日以降の入札公告の案件から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日以降の入札公告の案件から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降の入札公告の案件から実施する。

附 則

この要領は、令和2年10月12日以降の入札公告の案件から実施する。

別表1(第4条イ関係)

工事(業務)費内訳書が未提出と判断される場合

1	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	無効
2	内訳書とは無関係な書類である場合(例：領収書・見積書・会社概要など)	無効
3	白紙である場合	無効

別表2(第4条ウ関係)

本市の様式によらないと判断される場合

1	定められた様式を使用していない場合	無効
2	工事において指定された項目が削除され、記載されていない場合	無効
3	工事において指定された項目以外を追加して記載されている場合	無効

別表3(第4条エ関係)

積算の内訳を記載していないと判断される場合

1	内訳書の全部又は各項目の一部が記載されていない場合	無効
2	内訳書の各項目の合計が工事価格と異なる場合	無効
3	科目別内訳がある場合で、工事価格は入札金額と一致しているが、科目別内訳の記載がない場合	無効
4	科目別内訳がある場合で、工事価格と入札金額は一致しているが、直接工事費と各科目別内訳の合計が異なる場合	無効
5	科目別内訳がある場合で、工事価格と入札金額は一致しているが、科目別内訳内の各項目の合計と科目別内訳に記載された計が異なる場合	無効
6	工事価格と入札金額は一致しているが、内訳書の各項目の合計と計に記載された額が異なる場合。	無効
7	内訳書の各項目の記載はあるが、計のみ記載がない場合で、各項目の合計が工事価格と同額である場合	積算の過程が伺えるため有効
8	内訳書の各項目の記載と計に端数処理と判断できる等の差異があるが、各計の合計と工事価格が同額である場合	

別表4(第4条オ関係)

その他工事(業務)費内訳書の内容に不備が認められる場合

1	別会社の商号を記載している場合	無効
2	商号を記載していない場合又は軽微な誤記により同一性が確認できる場合	入札書の添付書類であり特定できるため有効
3	代表者名を記載していない場合又は不備がある場合	
4	工事(業務)名を記載していない場合又は不備がある場合	